



平成 23 年度

# 環境担当者研修会～第1回～



開催日：平成 23 年 8 月 26 日（金） 13：30～16:45

開催日：平成 23 年 8 月 30 日（火） 13：30～16:45

開催場所：13：30～16:45 ライズヴィル都賀山 甲賀合同庁舎

共催：南部環境・総合事務所、甲賀環境・総合事務所、湖南・甲賀環境協会

参加者：行政 15 名 会員 90 名 会員外 31 名 計 136 名

参加費：無料（社会貢献として会員外も参加費無料としております。）

## テーマ

- ①環境法の意義・体系～最近の改正動向を踏まえて～
- ②水質関連法令の解説
- ③水質関連の届出
- ④施設・原材料等による適用法令と届出 ～環境管理の手引き 判定適用チャートを活用した法・条例の管理～

今年度から新たに、環境担当者研修会～環境法令シリーズ～が来年度にかけて 6 回の予定でスタートしました。この研修会は法令の理解を深め、自主管理を強化する、また新任への社員教育も兼ねて勉強したいという会員の要望にこたえて南部環境・総合事務所、滋賀県甲賀環境・総合事務所の環境課さんをお願いして開催しています。今回は水質関連の届出の実習も行いました。皆さんになじみの法令でもあり、よくわかったとの回答が 8 割以上ありました。改正内容の把握や環境法令を見直す良い機会ですので、今後是非ご参加ください。



滋賀県南部環境・総合事務所  
環境課 成宮課長



滋賀県甲賀環境・総合事務所  
環境課 水嶋課長



中村会長挨拶



滋賀県甲賀環境・総合事務所  
環境課 西村種様



滋賀県南部環境・総合事務所  
環境課 大屋技師



NPO びわ湖環境 落理事



研修部会長  
NEC SCHOTT コンポーネンツ(株)平



南部地区の参加者の皆さん



甲賀地区の参加者の皆さん

<研修会での質疑応答>

Q1.特定施設の届出様式別紙5の雨水の排水の量とはどのように測るのか？

A1.通常”0”で結構です。

Q2 特定施設の届出がしている規準として、①汚水または廃液を10立法メートル以上排出する施設がある②政令や条例施行規則に定める施設に該当する。③工場または事業場から公共用水域に水を排出している（雨水も含む）とあるが、①かつ②で、③の雨水が排出されない場合はあるのか？

A2 テナントなどで、建物の管理者が雨水も含めて排水する場合はそれに該当します。

Q3.工事着工予定日はユーティリティーの工事も含むのか？

A3.ユーティリティーの工事も含みます。

Q5.振動・騒音施設に該当しない、矯正プレスとは何か？

A4.<http://www.kojimatekko.co.jp/product/press04/press04.html?gclid=CMbl1KSpmasCFsFNpGodOXJkig>

をご参照ください。

水濁法の改正について

H23.6.22 公布

- ①有害物質貯蔵指定施設等の届出規定の創設
- ②有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設に対する規準遵守義務の創設等
- ③②の施設の定期点検の義務の創設

↓

運用規則がまだ定まっていますが

②と③により費用が必要となります。

有害物質を使用されている事業所は今から予算をとって頂くことが良いと思われます。